

「働き方改革法案」、施行期日の先送りや一部削除で国会提出へ

開会中の第196通常国会を「働き方改革国会」と名付けた安倍晋三首相ですが、「裁量労働制の業務拡大」に関係する厚生労働省の労働時間調査データの不適切処理をめぐり、動きが激しくなっています。連日のようにマスメディアから時々刻々と様々な情報が流れているものの、8法案を束ねた「働き方改革関連法案」とあって発信内容は錯綜気味です。そうした状況にある中、『HIRAYAMA NEWS』では、労働政策審議会（厚労相の諮問機関）で「2019年4月」とされていた施行期日はどこに着地しようとしているか、今後の国会審議の要所と着眼点はどこにあるのかを分かりやすく整理しました。

官 邸主導で突破力を持って進むと見られていた安倍首相肝いりの「働き方改革関連法案」（8法案セット）は、法案提出前の予算委員会ですまずきました。それに伴い、現場にとって重要な「施行期日の先送り」などの修正を余儀なくされていますが、政府が「働き方改革」を前進させるという方針は揺らいでいません。

大企業と中小企業で施行期日に違いも

「働き方改革関連法案」は、

- (1)「残業時間の罰則付き上限規制など長時間労働の是正（労働基準法や労働安全衛生法などの改正）」
- (2)「同一労働同一賃金を目指す雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム労働法や労働契約法、労働者派遣法の改正）」
- (3)「高度プロフェッショナル制度の創設・裁量労働制の業務範囲の明確化（労働基準法などの改正）」

——の大きく3つに分けることができます。

当初、昨年9月15日の労政審が了承した法案要綱では、施行期日を「原則2019年4月」とする一方、同一労働同一賃金関係は中小企業に派遣法を除いて1年間の猶予を設けていました。

今年に入って、施行期日の修正は水面下で2回行われていますが、与党の厚生労働部会（非公開）に示された期日修正の厚労省案を整理すると、

- (1)「残業時間の罰則付き上限規制」は大企業が当初案通り19年4月、中小企業は20年4月へ
- (2)同一労働同一賃金は企業が20年4月、中小企業は21年4月へ。
- (3)裁量労働制の拡大と高度プロの創設が大企業、中小企業ともに20年4月へ

——となります。

ただし、3月1日未明に、安倍首相が「裁量労働制の拡大」だけ今回の法案から削除する、と報道陣に伝えたため、(3)の裁量労働制の期日延期は「期日未定」になりました。

安倍首相は「働き方改革を進めて柔軟な働き方を可能とする。裁量労働制に係るデータについて国民の皆様が疑念を抱く、そういう結果になった。そこで、今回提出する働き方改

革法案の中において、裁量労働制については全面削除するように指示した」と表明しました。

政府は、与党側との協議を急ピッチで行い、3月中旬をめどに意見集約して法案を閣議決定し、国会提出にこぎ着けたい考えです。

法案審議の展開と派遣法改正

法案が提出されると、衆参本会議での趣旨説明と代表質問に加え、具体的な審議の場となる衆参厚生労働委員会に首相出席（最低でも1回）が必要となる「重要広範議案」に指定される見通しです。「重要広範議案」は野党側が指定するのが慣習となっています。

法案は4月から審議入りしますが、上記の手続きや手順を踏まえると、相応の審議日程の確保が不可欠です。通常国会の会期は6月20日までで、途中には春の大型連休を挟むため、政府は成立に向けて会期延長も視野に入れることになります。

また、重要な視点となる同一労働同一賃金に関する派遣法改正についてですが、法案成立後に具体的な議論を始めます。

①派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善

②派遣元との労使協定による一定水準を満たす待遇決定

——のいわゆる「選択制2方式」について、実効性ある運用に向けた詳細を労政審・同一労働同一賃金部会で議論する流れとなっています。法案成立が遅れると、それと同時に部会の開催時期も延びることになります。

外国人労働者が過去最高の約128万人

厚生労働省が今年発表した2017年10月末現在の「外国人雇用状況」（届け出）によると、外国人労働者数は127万8670人で、前年同期比で19万4901人、18.0%増と大幅に増え、届け出が義務化された2007年以降の過去最高を記録しました。増加は5年連続で、要因として厚労省は政府が推進している高度外国人材や留学生の受け入れ、技能実習制度の活用が進んでいること、雇用の改善で永住者らの就労が増えていることなどを挙げています。

外国人を雇用している事業所も19万4595カ所（同12.6%増）と増えて過去最高。遵法・教育体制などが整っている人材サービス会社が注目される流れとなっています。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース